

令和元(2019)年12月3日

国立市議会議長 石井 伸之 様

石塚陽一議員の選挙運動用ビラについて、
正副議長による聞き取り調査の報告を受け
新たに生じた疑義等に対する調査特別委員会
委員長 青木 健

石塚陽一議員の選挙運動用ビラについて、正副議長による聞き
取り調査の報告を受け新たに生じた疑義等に対する
調 査 特 別 委 員 会 報 告 書

目 次

1. はじめに	1
2. 調査特別委員会の設置	2
2 - 1 設置の経緯	2
2 - 2 調査目的	2
2 - 3 調査期間	2
2 - 4 委員長、副委員長、委員の氏名	2
3. 調査結果	3
3 - 1 総合的な見解	3
3 - 2 選挙運動用ビラにある「同僚議員の粗探し」という 言葉の不適正な使用理由を明らかにすること	5
3 - 3 選挙運動用ビラにある「潔白」という言葉の不適正な 使用理由を明らかにすること	14
3 - 4 令和元年6月25日の早退理由とその後の行動について 明らかにすること	20
3 - 5 当局への聞き取り調査	30
4. 調査の経過	31
5. 資料	32

1. はじめに

「石塚陽一議員の選挙運動用ビラについて、正副議長による聞き取り調査の報告を受け新たに生じた疑義等に対する調査特別委員会の設置を求める動議」が令和元年第3回定例会初日本会議（8月29日）において正副議長及び石塚議員を除く全議員を提出者とし、全員異議無く全会一致で可決されましたことを受け発足致しました「石塚陽一議員の選挙運動用ビラについて、正副議長による聞き取り調査の報告を受け新たに生じた疑義等に対する調査特別委員会」（以下、「本特別委員会」という。）が動議提出者全員を以って設置され、石塚議員を3回に亘り招聘し、計6回開催致しました。以下に、本委員会における調査の全てをご報告させていただきます。

委員長 青木 健

2. 調査特別委員会の設置

2 - 1 設置の経緯

令和元年第1回臨時会において、「石塚陽一議員が選挙期間に配った選挙運動用ビラの内容についての事実確認の調査を求める動議」が全会一致で可決された。その後、正副議長による石塚議員への聞き取り調査が行われ、その結果について、令和元年8月29日開催の令和元年第3回定例会の本会議初日において、議長から報告がなされた。

正副議長の調査結果を踏まえ、さらなる調査が必要であることとあわせて、6月25日の令和元年第2回定例会最終本会議における石塚議員の早退をめぐる一連の行動について、国立市議会として看過できないとして、「石塚陽一議員の選挙運動用ビラについて、正副議長による聞き取り調査の報告を受け新たに生じた疑義等に対する調査特別委員会の設置を求める動議」が提出された。それが全会一致で可決され、本特別委員会が設置された。

2 - 2 調査目的

- (1) 選挙運動用ビラにある「同僚議員の粗探し」という言葉の不適正な使用理由を明らかにすること。
- (2) 同ビラにある「潔白」という言葉の不適正な使用理由を明らかにすること。
- (3) 令和元年6月25日の早退理由とその後の行動について明らかにすること。

2 - 3 調査期間

目的が達成するまでとする。

2 - 4 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長 青木 健

副委員長 小口俊明

委員 高柳貴美代、遠藤直弘、藤田貴裕、重松朋宏、関口 博、古濱 薫、高原幸雄、住友珠美、柏木洋志、青木淳子、香西貴弘、藤江竜三、石井めぐみ、稗田美菜子、上村和子、小川宏美

3. 調査結果

3 - 1 総合的な見解

本特別委員会では、調査項目を選挙運動用ビラ記載内容2点及び6月25日に開催されました令和元年第2回定例会最終本会議における不可思議と思える早退について3つのプロジェクトチームに分かれ石塚議員を招聘し、事前に行われた正副議長による聞き取り調査を基に新たに生じた疑問点について詳細な質疑をしました。各プロジェクトチームによる調査の報告につきましては別記させていただきますが、本特別委員会を通して私たちが共通の認識として持ちましたのは、石塚議員が選挙運動用ビラにおける自身が発行に責任を持つ者としての認識の低さと、このビラを見た有権者の投票行動への影響に対する認識の甘さであります。また、自分の犯したセクシャルハラスメントに対して言葉の上では反省を述べていますが、そもそも自分の行為が度重なるパワーハラ（石塚議員の証言では、自分が言ったことを職員がやっていなかったことが原因という）やセクハラであるという認識の欠如と、ハラスメント被害にあわれた方たちが今現在どのような苦しみの中にいるのかということへの考えが至っていないこと、つまりは被害者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）とプライバシーに対する無理解があると言えます。ましてやその行為により退職をせざるを得なくなり、人生を狂わされたと言っても過言ではない弱い立場の人への思いを至しているとはとても思えない文言を選挙運動用ビラに掲載をするということは、憤りを禁じ得ないものであります。併せて、2年前の一連の行為を受け国立市議会としても深く反省をし、二度とこのようなことを起こしてはならないという自戒の念を込め作成した「国立市議会政治倫理条例」、市長を始めとする関係職員がそのことを未然に防げなかった、あるいは被害者を守れなかったという責任で受けた様々な処分をも踏みつけにされた気持ちであります。そこでこのような点を勘案したならば「同僚議員の粗探し」と言うような表現が出来るとは判断しないと推察します。ましてや「潔白」という言葉を掲載することなど出来ないのではないのでしょうか。一般的に言って、例え執筆者が自分でないとしても発行に責任を持つ者が一読もせずに印刷に出すとは考えられないものであり、石塚議員が承知の上で自己の選挙に利用したものと判断せざるを得ない点が大であると思われまます。

次に6月25日第2回定例会における早退の問題であります。これは石塚議員に対し多くの市民から出された「石塚陽一議員のセクシュアル・ハラスメントおよびパワー・ハラスメント行為に関する事実関係の徹底究明と認定事実の公表、さらに国立市議会政治倫理条例、女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例を活かす具

体的な対応と施策を求める陳情」を審議するに際し、石塚議員が除斥となるため議場から退出し、議案終了後に再び入場して以降の議案等について審議し可否の表明をしなければならぬという議員としての大切な仕事を体調不良という理由で早退することであったにも関わらず、議会図書室において複数のマスコミからの取材に応じていたことが市民からの負託を受け当選した議員として果たしてどうなのかという点を確認したところ、医師等の診断書もなく、当日放映された映像（特別委員会において録画されたものを映写）を見る限り明確な体調不良は確認できず、石塚議員の言うところの「除斥後図書室で審議を聞いていたが、気分が滅入り全くやる気がなくなった」と判断するのが相当と思われまふ。つまり、市民全体の代表としての人格と倫理を自覚し行動することを求められている議員の責務を担うことは難しいものと考えまふ。

以上が、経過に沿った総合的な判断であります。詳細につきましては各プロジェクトチームごとに掲載をしておりますので、ご参照をお願い致します。併せて、石塚議員の答弁と国立市当局による関係職員聞き取り調査との間で違ふ点も明らかになり、改めて副市長に聞き取り調査をさせて頂きましたので、こちらもご参照をお願い致します。

3 - 2 選挙運動用ビラにある「同僚議員の粗探し」という言葉の不適正な使用理由を明らかにすること

○ プロジェクトチーム1の調査項目

選挙用ビラの中にある「同僚議員の粗探し」という言葉の不適切な使用理由を明らかにすること

○ メンバー 上村和子 小口俊明 住友珠美 石井めぐみ 関口博

NO	PT 1 の見解	Q&A 箇所
1	<p>「粗探しとは自民党・明政会レポート vol11 の具体的にどこを指すのか」の質問に対して「前議長及び国立市の調査により、同議員は職員に対して度重なるセクハラ・パワハラを行い、前途有望な女性職員を退職に追い込んだことが、明らかになりました。」の部分であるとの答弁があった。</p> <p>「なぜそれが粗探しなのか？」との質問に対し、1年近く経過したのにレポートに書かれた事と「度重なる」と書かれたから、との答弁があった。</p> <p>当時の議会は石塚議員の辞職の後、石塚議員のセクハラで被害者が退職したという事実を議会として重大問題ととらえ、二度と繰り返してはいけないと、政治倫理条例を作り研修も直ちに開いた。</p> <p>また、市長も被害者からの訴えに対応できなかったことを反省し、セクハラ、パワハラに対応できるしくみを構築すると共に、関係した職員を処分、自らも減給処分にした。</p> <p>自民党・明政会レポートも車両による宣伝も、その動きの中でおきたものである。</p> <p>それに対して、石塚議員の選挙運動用ビラの「同僚議員の粗探しをする時間があつたら」との表現の乖離は重大であり、</p>	<p>Q3、A3</p> <p>Q12～A13</p> <p>Q41、A41</p>

	その乖離は、とりもなおさず石塚議員の認識から生じたものであることが、今回の調査で明らかになった。	
2	<p>石塚議員は自らが起こしたセクハラ行為は、年齢を聞いたことと、結婚相手を紹介すると言ったことの二点のみと断言したが、調査の中で、頻繁に職場に行ったり、よく肩をたたいていたことが判明した。悪意がなければ異性の身体に触れてもよいと未だに考えている。</p> <p>肩であっても、むやみに異性に触れられることに嫌悪を感じる異性が一般的である。</p> <p>セクハラへの理解や認識が低く、十分にセクハラにあたるということの認識がいまだにできていない。</p>	<p>Q7、A7</p> <p>Q18～A20</p>
3	<p>市長部局の調査によれば、平成29年2月7日の飲み会の時、石塚議員がある職員の腰に手をまわしたのを見たと言った職員がいたため、肩のほか、腰にも手をまわしたと認定しています。また、複数の職員の証言から、石塚議員に対し、（具体的にどの行為に対してかは明らかではありませんでしたが）「それってセクハラじゃないですか」とたしなめた職員もいたと認定しています。</p> <p>石塚議員から、市長部局の報告書については「事実誤認である」という発言があったが、複数の職員からの聞き取りに基づくものであって、市長部局の報告書の内容は信頼性の高いものと言える。</p>	Q25～A28

2. 質問と答弁

Q1
選挙運動用ビラに書かれた「同僚議員」の粗探しについて、正副議長の報告書によると、石塚議員は「同僚議員の粗探し」について、「粗探し」とは自由民主党・明政会レポート Vol11(ボリューム・ワン)の内容と宣伝車両により石塚議員の議員辞職した経緯を繰り返し宣伝された事を示していると認識を示されたとあるが、それで間違いありませんか。
A1
間違いありません。
Q2
正副議長の調査報告書によると「粗探し」と表現した理由について、「子どもからしたら父がそういう状況になったら、そういう言葉(粗探しという言葉)を使ったのではないか。言葉の綾ではあるが、今、指摘されて不適切だったというのはわかります。」との認識を示されたとある。それで間違いありませんか。
A2
はい、結構です。
Q3
確認した事実を前提に、新たに生じた疑義についての質問として、自民党・明誠会レポートのどの部分が「粗探し」になるのか、具体的に示してください。 また、車両にて街宣していたについて、「粗探し」とは、具体的に何を指しているのか説明してください。
A3
平成30年3月20日の自由民主党・明政会のレポートは、平成29年の夏には私は辞職しているのに、なぜその時期になってこういったものを市民に配布しなければならないのか。 「ごあいさつ」の文章中に私としては非常に耐えがたいような言葉、「度重なる」とか、石塚議員による被害者への執拗なセクハラ行為を察知できず、忸怩たる思いですと書いてあるが、その当時は、私は(結婚相手をさがしてあげるとの)言葉をかけることがセクハラに該当するとは思わなかった。通常であれば街中で普通にされていることで、結婚相手を紹介するなら年齢を聞かないといけない、この2つの言葉が後日、セクハラであるとして、いろいろなことを起こされるとは2年前には夢にも思わなかった。
Q4
まず、自民党・明政会レポート Vol11 中の「ごあいさつ」中の今言われた部分が粗探しにあたるということよろしいですか。
A4
はい。
Q5
石塚議員の認識としては、辞職した後にこういうレポートで書かれたことが粗探しに当たるという認識でよろしいでしょうか。

なぜ、その耐えがたいことが書かれたレポートが「粗探し」になるのか、もう少し説明してください。
A 5 私が辞めた以降、公の新聞とか、市報とか、議会報で何度も私のセクハラ云々と、市民に満遍なく周知されていたと思う。そこにあと3ヶ月で1年になろうとかという時に、改めて市民の目に触れるようなことは私としては心外だなという気持ちから出ています。
Q 6 確認ですが、今の説明によると、年齢を聞いたことと、結婚相手を紹介してあげると言った、この2つの言葉が当時はセクハラにあたると思わなかったとのことでしたが、その認識は変わりましたか。
A 6 180度認識は変わりました。当時、それがセクハラに該当し私に非があるのであるなら、その件は認めて謝罪したいということは伝えています。
Q 7 石塚議員が行ったセクハラ行為については、この2つ(年齢を聞いたこと、結婚相手を紹介してあげると言ったこと)以外にはないという認識でよろしいですか。
A 7 そういう認識しております。
Q 8 この2つのみという認識が明らかにされました。 車両による宣伝について、具体的にどういう車両で、どういう宣伝か、教えてください。
A 8 平成31年、年が明けると同時にライトバンタイプの車がきて、私の自宅あるいは事務所、あるいは坂下の方とか、4つの権利という中で、このセクハラ問題をいろいろ広報していました。セクハラ議員を出してしまった議会、二度とそういう者を議会に送るなというようなことを言っていた、それを指しています。
Q 9 その内容のどこが粗探しにあたるのか説明してください。
A 9 粗探しというより、恐らく、私が選挙に出るんじゃないかと予期して、セクハラ行為をした者を出すのはおかしいというニュアンスで広報、女性の声でした。詳細は覚えていません。
Q 1 0 動議で、石塚議員の認識を文書で明らかにして欲しいと要請し、それに応じた石塚議員の文書が令和元年5月27日に出ていますが、その中には車両による宣伝は入っていません。それはどうしてですか。
A 1 0 最初に書いた時には、本当に短期間のうちに思い出しながら書いたわけです。 それ以降、いろいろ調べて、家族にも話して、思い出し付記しました。
Q 1 1 自民党・明政会レポートの中身と車両による宣伝、事実と違う部分がありますか。
A 1 1

私のとっている行動と準じた内容で、書かれていることは事実です。

Q12

御自身の発言で、このレポートの中にある「度重なる」という言葉、それから石塚議員による被害者への執拗なセクハラ行為を察知できずという言葉、これが具体的には粗捜しということの1つにあたるという、そういう御発言でありました。このことはそのとおりでよろしいでしょうか。

A12

「度重なる」ということはすごく不信を持っておりますけど、それ以外は、お話しされたとおりで結構だと思います。

Q13

このレポートの文章、前後を合わせて読みますと、少し前から読みますと、前議長及び国立市の調査により、石塚議員は被害者に対して度重なるセクハラ・パワハラを行い、前途有望な被害者を退職に追い込んだことが、明らかになりましたと、このレポートには記載があります。ここまで含めて。「前議長」から「明らかになりました」、この中に「度重なる」と入っておりますけれども、この一連の文章、これが冒頭から確認させていただいております、粗捜しに当たるという石塚議員の御認識でよろしいのか伺います。

A13

そのとおりだと思いますけれども、石井議長、望月副議長とのお話の中でも、ただ、これが私の会話がセクハラに当たるだけじゃなくして、私が報告を受けていた中には、先ほど言われたように、退職の理由がほかの名目だったんですね。ですから、やはりそういった状況のものもこの紙に書いていただければ、何ら私は疑義を唱えなかったと思います。

Q14

「前議長及び」から「明らかになりました」までの自由民主党・明政会レポートVol.1、この文章については、石塚議員としては粗捜しに当たるというお考えでよろしいかを伺います。

A14

そのとおりで結構です。

Q15

石塚議員は、「自民党明政会のレポートで、辞職した平成29年5月の事を、平成30年3月にレポートしている。1年も時間がたっていることなのに記述していることが粗探しの一つである旨の答弁をしているが、それでいいですか。

A15

それもそれでいいんです。そうです。今、議員が言われていることもごもつともで、その通りで結構です。

Q16

ならば、市長部局の調査では、平成29年2月7日の飲み会の時、石塚議員がある職員の腰に手をまわしたのを見たと言った職員がいたため、肩のほか、腰にも手をまわしたと認定しています。また、複数の職員の証言から、石塚議員に対し、(具体的にどの行為に対してかは明らかではありませんでしたが)「それってセクハラじゃないですか」とたしなめた職員もいたと認定しています。

<p>この調査は、自民党のレポートよりずっと後から出ているが、これも、石塚議員は、粗探しと考えているのか。</p>
<p>A16</p> <p>行政は、被害者に意思確認は何もしていない。結局は、周りにいる取り巻きの方たちの意見で全部断定的に文章を書かれて、私は非常に憤りを持っています。</p>
<p>Q17</p> <p>セクハラ、パワハラについて、石塚議員は「結婚相手を紹介する、と言ったことと、被害者の年齢を聞いたこと」のみと認識していると答弁しているが、市長部局の調査結果では、「腰に手をまわした」と認定している。これはセクハラではないのか。</p>
<p>A17</p> <p>私は、複数の大勢いる中で肩をたたいたりして、細長い席に向かい合って座ってて、そこで食事して、それが供与になる云々という問題で警察事件になったんですけども、その時に克明にいろいろ状況を話した中で、そういったことで言われているんだということも私は踏まえて警察にお話ししました。ですけど、警察の結果では、それは上がってきてなかったです。</p>
<p>Q18</p> <p>自民党・明政会のレポートにあった「度重なるセクハラ・パワハラを行い」という記述を心外だというような発言をされていたが、そこまで書かれるような行為について、思い当たることがないのか。また、セクハラ行為は、年齢を聞いたことと結婚の意志を聞いたことだけだと思っているのか。</p>
<p>A18</p> <p>一階にお願いに行くようなときに肩をちょんちょんしたり、「よかったら連絡頂戴ね」っていうことくらいで、別に改まったことはしていない。</p>
<p>Q19</p> <p>庁内だけでなく、食事会の席でも身体にさわったことはあったのか？</p>
<p>A19</p> <p>肩はよくちょんちょんというような形で「食べてよ」というようなことはやっていた。</p>
<p>Q20</p> <p>異性の身体に触ることに躊躇いはなかったのか？</p>
<p>A20</p> <p>親しい間柄だったから、悪気があったわけではなく、ふつうにやっていた。</p>
<p>Q21</p> <p>「同僚議員の粗探し」の言葉は「同僚議員の粗探しをする時間があるなら、もっと市民のために使って欲しい」という文脈で使われています。</p> <p>自民党・明誠会レポート Vol1 と車両による宣伝で石塚議員が「粗探し」と説明された内容については前段の質問で明らかになりました。</p> <p>また、その後の質問により、それらに書かれたことや宣伝された内容は事実であることも確認できました。</p> <p>なぜ、それが「粗探し」で、「そんな時間があったら市民のためにもっと使って欲しい」となるのか、その認識を示していただけませんか。</p>

A 2 1	結局、娘はこれを書いた時には、そういう時間があるんだったら、49 万円の報酬をいただいているんだから、もっと市民負託に応える、市民のために一生懸命取り組んだらいいんじゃないかという意味で書いたと思います。
Q 2 2	そういう時間とは具体的にどういう時間ですか。
A 2 2	そういう粗探しをする時間があるなら、そういう余裕的な時間があるなら、もっと他のことに目を向けて、お父さんがやったということは76000人の市民はほとんど周知されているじゃないかを前提に、これでもか、これでもかとだめ押ししなくてもいいんじゃないか、私の憶測ですが、そういう思いが入っているんじゃないかなと思います。
Q 2 3	石塚議員はどう思いますか。
A 2 3	内容をどうかではなく、あわてて公選ビラをつくったので、間に合っただけぐらいの感じで出したのが事実です。
Q 2 4	改めて今、「同僚議員の粗探しをする時間があったならば、もっと市民のために使って欲しい」との一文について、不適正であったと思いますか。
A 2 4	もうちょっと慎重にやればよかったと思います。
Q 2 5	先程、腰に手を回した、また竹内副市長名で出ている文書で石塚議員が被害者の腰に手を回したのを見たと言った職員がいたため、肩のほか、腰にも手を回したと認定されていますが、石塚議員は、先程行政は事実を確認していないと言われたが、これは何の事実を確認していないということですか。
A 2 5	それは食事会の部長、課長、係長もいたときの件だと思うが、被害者には確認していないということです。
Q 2 6	それではこの言葉は間違いないということよろしいですか。複数の職員が目撃証言があります。
A 2 6	それは違うと思います。私は事実誤認だと思います。
Q 2 7	それでは、複数の職員がこのように証言していることについて、どう思いますか。
A 2 7	本当に残念です。どうしてそういうことがでたのかなと思っています。
Q 2 8	それでは、これはうそだということよろしいでしょうか。

A 2 8
それで結構です。
Q 2 9
先程、副市長に議案説明の中で申し上げたとありましたが、その中身は何ですか。
A 2 9
なぜ、今回発生した件について、ご本人に事情聴取、今でもしていないんですね、それはよくないですとはっきり言いました。
Q 3 0
ご本人とは被害を受けた方ですか。
A 3 0
そうです。
Q 3 1
二次被害とかの配慮はされないのですか。その発言そのものがセクハラ・パワハラにつながると感じるんですが、いかがでしょうか。
A 3 1
私は被害者にそういうことはしていませんから、二次被害以前の問題だと思います。
Q 3 2
今の発言で、セクハラ・パワハラが事実誤認で、全とうそだと石塚議員のほうから出ました。私たちが認識しているものとは違うものだとの証言をされましたことを確認しました。
A 3 2
今の質問は、中川議長、稗田副議長のときにも出てきたので、それは違うと言っております。
Q 3 3
2年前、中川議長のもとで事実確認をおこなったり、臨時議会で決議をあげたりしたことは、「粗探し」とまでは考えないという認識でよいでしょうか。
A 3 3
片落ちですね。
Q 3 4
議会や市長部局のこの件に起因したいろいろな動きについて、どう考えていますか。
A 3 4
私に端を発したことで、政治倫理条例をつくったのは非常にいいことだなと、またそういうご足労をみなさんに味あわせたことは申し訳ないと思っています。行政側も同じです。
Q 3 5
選挙期間や選挙前の政治活動の中で、粗探しとされた事実について、有権者へはどのように説明されていたのでしょうか。
A 3 5
A4 の紙、コピーをとったものを支援者のところには送りました。それ以降は文書類は一切出していません。
Q 3 6

<p>自民党・明政会レポートや宣伝カーに対する反論はされたのでしょうか。</p>
<p>A 3 6 一切やっていません。</p>
<p>Q 3 7 議長、副議長からの報告書に基づいて、今回調査をしているが、その中では、石塚議員は、複数の職員がそれってセクハラじゃないですかと発言したことについて、場がざわざわしていて、記憶が定かではないと発言されています。 しかし、さきほどはうそだと、はっきり言われました。なぜ報告書の段階で、そのようにきっぱり否定されなかったのでしょうか。</p>
<p>A 3 7 食事会のときも私はそういうふうにはやってないです。</p>
<p>Q 3 8 なぜ、それははっきりと正副議長の聞き取りのところで否定されないんですか。 正直、そこがある意味疑義になってしまうと思いませんか。</p>
<p>A 3 8 私は否定したつもりです。</p>
<p>Q 3 9 報告書を見る限りにおいては否定も肯定もしていないとらえられてもしかたないと私は思います。 なぜ、あえて否定されなかったのか、否定されれば、その分、石塚議員の思われたことが伝わっていくんじゃないかと思いますが。</p>
<p>A 3 9 おっしゃる通りです。</p>
<p>Q 4 0 8月27日の午後2時から正副議長室にて最終報告案と、第三回定例会、本会議初日に議長が読み上げる最終報告書要約文書について説明したと議長から私たちは聞いております。石塚議員に確認を求め、合意が得られ、10回目の調査を終了したということでありました。その時に石塚議員がおっしゃったのは、場がざわざわしていて聞きとれなかったということであったと思いますので、明確に否定していない、そっちの方が正しいのではないですか。</p>
<p>A 4 0 訂正も変更も言ってなくて、結構ですとっております。</p>
<p>Q 4 1 被害者が辞めた理由は違うと言われたが、「あなたのセクハラが理由で辞めた」と被害者が言えると思いますか。</p>
<p>A 4 1 それは言えないですね。</p>

3 - 3 選挙運動用ビラにある「潔白」という言葉の不適切な使用理由を明らかにすること

○ プロジェクトチーム2の調査項目

選挙運動用ビラにある「潔白」という言葉の不適切な使用理由を明らかにすること

- メンバー 重松朋宏 高柳貴美代 藤田貴裕 高原幸雄 青木淳子 藤江竜三
稗田美菜子

■見解

石塚議員は、選挙運動用ビラにおいて「潔白」という言葉を使用したことについて不適切であったことを認めたが、その理由については、ビラの当該箇所を執筆していないことから「自分とは受け止め方、ニュアンスの取り方が違う」「娘の思い」と曖昧な証言に終始した。選挙運動用ビラにおいて「潔白」という言葉を不適切に使用することにより、「無実」「事実無根」であると有権者に誤解される可能性についても、石塚議員は「ニュアンスの取り方」としている。不適切な言葉が訂正されないまま発行・配布された理由は、ビラの発行責任者である石塚議員が選挙期間中、不適切だと認識していなかったためである。

委員会における質疑を通して、石塚議員は、そもそも議員辞職前のセクシャルハラスメント・パワーハラスメント行為を重大な問題として認識していなかったことが明らかになった。自身のセクシャルハラスメント・パワーハラスメント行為を自己正当化して問題を矮小化して受け止めてきたことこそが、選挙運動用ビラで「潔白」という言葉を不適切に使用した根本的な理由であったといえる。

本委員会において、石塚議員による複数のセクシャルハラスメント・パワーハラスメント行為の実態が明らかになった。しかし石塚議員は「当時はハラスメントの意図はなかったが、今の時代ではハラスメントと認定された」と自己の過ちを時代のせいに責任転嫁し、一つ一つの行為について質されると「記憶にない」と、実態解明から背を向ける姿勢が目立った。さらに、公になっていない被害者の個人情報について何度も言及し、被害者を冒瀆するような発言もあった。

これらの一連の発言から、現在の石塚議員の人権意識の薄さが明白となった。「2年前に議員辞職したことで、セクシャルハラスメント行為に対して責任を取った」「反省している」という石塚議員の主張は口先だけで、個別具体的なセクシャルハラスメント・パワーハラスメント行為に対して、行為時および選挙時点のみならず現在においても反省していない、と判断せざるを得ない。

市議会議員は選挙で選ばれた公人として一般市民よりも高い人権意識が求められる。過去の議員活動の中で行われたセクシャルハラスメント・パワーハラスメント行為に対して、現在も反省なきまま市議会議員という地位に留まるならば、同様の行為を繰り返す恐れがある。本事案は選挙時の候補者の主張の誤りに関するものであるが、その根本原因である石塚議員のセクシャルハラスメント・パワーハラスメントに対する認識の誤りは、ハラスメント防止のために議会政治倫理条例を制定施行した国立市議会として看過できないものである。

■10月9日の質疑概要

【選挙運動用ビラについて】

Q.1

選挙運動用ビラの発行責任者は、石塚議員か。

A.1

はい。

【議長の聞き取り調査結果について】

Q.2

石井議長報告書（2019（令和元）年）の掲載内容全般について異議はないか。

A.2

異議はない。

Q.3

国立市議会は、これまで石塚議員の一連の行為をセクハラ・パワハラ行為と判断した上で動議や議員政治倫理条例を可決させ、「くにたち市議会だより」にも議員辞職の経過と議会対応を掲載している。その判断の根拠は、2017（平成29）年に中川議長・稗田副議長が石塚議員の聞き取り調査を行い、まとめた「議長の事実確認について」。当時、中川議長が事実確認の報告をした際、石塚議員もその内容について「認めている」とのことだったが、現在でも中川議長事実確認（2017（平成29）年）の掲載内容全般について、異議はないか。

A.3

私が主張したところが、先ず受け入れられていなかった。一部誤解的なところの中で、被害者の意見が当然だという様な形の中で書かれていた。ただ、後ろから私が声を掛けたことが、セクハラ行為に該当することがそれ以降わかったわけで、その時点でそれが

セクハラに該当するのであれば非を認めて謝罪しますということになっているので、ここは一応「はい」のところに「△」を記入した。

【「潔白」表現について】

Q.4

一般論として、選挙において候補者が潔白だと主張した時、有権者はどのように受け止めると思うか。事実無根だと主張していると受け止めると思うか。

A.4

潔白だということが事実無根だとは一度も言っていない。「潔白だと」私が言った言葉ではなく、娘が書いた言葉だ。私は一切…

Q.5

一般論として伺っている。

A.5

それはニュアンスの取り方で良くなかったことだと反省している。それは前にも言っている。

Q.6

ニュアンスの取り方で、有権者は潔白とは事実無根だと受け止めるのか。あるいは事実無根だと受け止めないのか。

A.6

単純に事実無根だと受け止めないと思う。かつて報道されているようなことも全部出ている。あれだけ、新聞各紙にも大きく載せていただいた。それを承知し、その前提の中で今を見て頂きたいと言う意味だと思う。

Q.7

石塚議員の選挙運動用のビラを見た有権者は、「父は潔白です」との表現を見てどのように受け止めたと考えるか。特に石塚議員に1票を投じた有権者は、過去のセクハラ・パワハラ行為に対して責任を取って辞職し、反省していると受け止めていると考えるか。

A.7

過去に起きたことを念頭に置きながら、これから先のことを見て、1票を投じるという判断をしていただいたのではないかと。

Q.8

事前質問の3-(3)で選挙用ビラにおいて「潔白」との表現を使ったことにより、現在は有権者に誤解を招いたと認識していることが確認された。なぜ有識者の判断を仰ぐ選挙運動において、無実のニュアンスを持つ「潔白」という表現をしたのか。選挙期間中

に何らかの方法で訂正をすることはなかったのか。

A.8

選挙期間中、申し訳ないがこのビラについて疑義を持つようなことは一切なかった。逆に候補者として出たことでいろいろ妨害と言うか、やじられて選挙運動ができなくなった。私としては中途半端な選挙運動で終わってしまった。

Q.9

石井議長の報告の中で「潔白」という表現を使ったことはいわゆる無罪というような、勘違いされかねないという意味でお詫びしたいという見解を述べているが今でもその認識か。

A.9

娘が書いた文書を考えると。娘は2年前にお父さんは議員を指摘されて反省して辞めたことで、1つの節目・区切りがついたと、とっているかもしれない。そう言う意味で、ただ選挙に出る事は「潔白」ではなく、支援者の方からもう一度出てもらわなくちゃということで、娘も志半ばで挫折したらお父さんは悔いが残るだろうとの思いで言ったと聞いた。

Q.10

これまでの議員辞職にいたる経緯について否定するような「潔白」という表現を使ったことは、意図的に使われたと理解するがどうか。

A.10

それは非常に残念だ。今回このビラが出た時にも、地元やほかのあれにも全部問い合わせをした。公選ビラに何を書いてはいけないという制約はない。詐欺的な行為や個人を中傷するようなことはいけないが、公選ビラに関してはどういう文章や言葉を書いてはいけないことはない。娘がどういう意味か、それ以上お答えのしようがない。

【セクハラ・パワハラ行為について】

Q.11

石塚議員が認めたセクハラ・パワハラの概要は。

A.11

- ①石塚議員が被害者に、年齢、結婚の有無、恋人の存在をたずね、その気があれば履歴書を書いてと言った。
- ②食事会の席で、肩をポンポンとたたき、もしくはチョンチョンとした。
- ③職員の性別にかかわらず、物事を頼んだり、ありがたいの意味を込めて、肩をポンポンとたたいた、もしくはチョンチョンとしていた。

④内線電話や対面で食事会に誘ったことがあるが、職場全体に聞こえる大きな声ではない。

⑤仕事の話のついでに食事会に誘った。タクシーは3人で同乗し、一人を降ろした後、被害者一人を駅まで送る途中、カラオケスナックに誘った。

⑥市民からの要望を担当部署に伝えた際、強く注意した。

Q.12

石塚議員が認めなかったセクハラ・パワハラの概要は。

A.12

①上司を介して被害者を誘ったことはない。

②食事会で被害者の腰に手をまわしたことはない。同席者に「それはセクハラではないですか」と言われた席は、ざわざわしていた。職員は酒を飲んでおり、認識が違う。被害者は隣に座っていない。

③下ネタのような話はしていない。

④市民からの要望を担当部署に伝えた際、強く注意したが、ワンフロアに聞こえるほど大きな声ではない。

⑤飲み会はしていない。食事会をした。(場所は庄屋谷保駅店)

Q.13

副市長の聞き取り調査については。

A.13

紹介したい人は自治会長の子ではない、飲み会ではないなど、事実と違う点があり、全部認めない。釈明する場が与えられなかった。

Q.14

石井議長、望月副議長の聞き取り調査については。

A.14

セクハラとは思わないで発言したことが、今の時代にはセクハラに該当するので、セクハラしたと言われても仕方ない。調査内容は、事実と違う点があったが、自分自身の諦め、早くこの問題を終わりにしたいという思いから、妥協ではないが、容認した。

Q.15

セクハラ行為に対する石塚議員の今の思いは。

A. 絶対にしてはいけないことだと改心し、自分を戒めている。

【その他】

Q.16

パワハラしてしまった職員のフォローとして食事に誘い飲食代を全額支払ったことに対しては、何がいけなかったと認識しているか。

A.16

今考えれば、だめだ。よくなかったことだ。もう二度とやらないということは、自分はやっている。

※ 質疑に当たっては、10月9日委員会質疑の事前質問シート（『選挙運動用ビラにある「潔白」という言葉の不適切な使用理由を明らかにすること』についての質問シート）（回答記入済みのもの）を用いた。

3 - 4 令和元年6月25日の早退理由とその後の行動について明らかにすること

○ プロジェクトチーム3の調査項目

令和元年6月25日の早退理由とその後の行動について明らかにすること

○ メンバー 遠藤直弘 古濱薫 柏木洋志 香西貴弘 小川宏美

プロジェクトチーム3 まとめ

見解

◆石塚議員に関わる陳情6号審議により石塚議員除斥後の行動について

・石塚議員は、陳情6号の委員長報告や質疑を聞いていて、気分が滅入り全くやる気がなくなり「早退届」の手続きをした。にもかかわらず、石塚議員は、陳情7号の審議中と知りながら、本件を早く片付けたい気持ちと成り行きから、場所を図書室と自ら定めて、「セクハラ・パワハラに関する疑惑への自己弁明」をする形でマスコミの取材に応じてしまった。〔1～6〕

・体調不良としながら取材を受けたこの事実から、石塚議員が「虚偽の早退届」を出したことになるかは定かではないが、陳情7号の審議と採決権を放棄したことに関して、以下のことが明らかになった。〔7～23〕

・まず、除斥後の石塚議員の行動は、「(議会・議員は) 議決責任を深く認識」しなければならないと定めている「国立市議会基本条例 第2条第1項」に抵触している。

これまでの議長辞任・議員辞職に加えて、6月議会最終本会議・排斥後の行動もまた、議会と有権者への背信行為を重ねたことになる。〔24〕

・次に、石塚議員の言動は、セクハラ行為にしても、議決権の放棄にしても、後になってまずかったと開き直るパターンの繰り返しであることだ。〔49〕

よって、今後も、市民全体の代表としての人格と倫理を自覚し行動するよう求められている「市議の責務」を全うできる可能性は見出せない。

☐被害者に対して

・MXテレビで放映されたセクハラを否定していることに対して、『結婚相手の紹介』と『肩をたたきねぎらった』事は認めたが腰に手を回したことは否定したためとしている。

〔51.52.53.54〕

・被害者との直接対話をしていないので、被害者はまだ自分(石塚議員)に対して悪い印象を持っていないのではないか、周りの人の影響やこの 2 年間の調査や報道される中で、今はセクハラだと認識したのではと見解を述べている。〔55.56.57.58〕

・被害者に対して『非は認めている。被害者はどうやら通常に暮らしているようだ。そのまま順調に立ち直してほしい』と加害当事者と思えない発言をしている。〔44〕

・被害者が周りに感化されて自分の意見を変えたという発言を正した質問に対しては『私の推測というか状況から推定した。名誉棄損になるなら撤回する』と石塚議員が不利になるなら撤回すると思わせるやり取りもあった。〔59.60〕

石塚議員は言葉では終始反省を述べているが、本当に被害者の事を思い反省しているのか疑わざる負えない質疑が上記のように多くあった。

被害者に対して、まだ石塚議員の事を悪く思っていないのではないか、何か吹き込まれる事で気持ちが変わってしまったのではと、今も石塚議員は認識していると感じた。この認識があると本当の反省は出来ないと思う。

④発言の信憑性について(副市長への聞き取りを踏まえて)

・冒頭の MXTV の上映によって、石塚議員が、結婚相手を執拗に紹介したこと、および被害者の肩にポンポンと手をあてたことは認めつつも、2017 年 2 月 7 日の酒席での行為つまり隣に座った被害者の肩や腰に手を回したことの疑惑には、触れないことによって否定をしていることがわかった。このことは石塚議員の従来からの言動と何らかわるころではないと言えよう。〔51.52.53.54〕

・次に本酒席での事実行為の有無に関しては、最も有力な根拠となっている「令和元年 6 月 20 日付、副市長名での市長部局調査結果」によると、石塚議員は正副議長からの聞き取り調査された時点では「場がざわついていてよく覚えていない」との正式な回答であったものから、「事実誤認である」、そして「嘘である」へと変化していることが、今一度明確になった。つまり指摘される事実行為はなかったということを石塚議員は、はっきりと明確にしたのである。〔50〕

・では石塚議員の主張を支えているものは何なのかについては、市側調査が被害者への聞き取りに基づいてないのではという不信感と被害者自身はそこまでの意識を持ってなかったはずとの、一方的な思い込みと誤った思い入れにあることが、よくわかった。〔55.56.57.58〕

・しかし同日行われた PT3 の調査委員会後の副市長からの聞き取りで、それらの主張の根拠が明確に否定されることになった。つまり、認定の確証の根拠をある委員が問うたことに対して、市側は 2 名からの証言を根拠に回答したことを挙げ、その 2 名には被害者も含まれているとしたからである。このことで少なくとも、本件についての客観的な事実を構成するに値する十分なる根拠が、本調査特別委員会の今回の調査を機に、より公に明確になったとあってよいのでないか

最後に 11 月 8 日の特別委員会では、柏木委員にたいして「自分の考えで言わなきゃだめだよ、人のメモ見て」や古濱委員の質問にたいして「私が何と答えれば良いんですか。だって答えようがないじゃないですか」など、新人議員だからそのような発言になったと思われる事があった。これはパワハラにつながるものだと感じた。

質疑

6月25日本会議中の取材について

- ① 今回何が問われていると思うか
→特別委員会の表題の内容だと思う
- ② 除斥後戻らなかったのはどのような理由か
→話を聞いているうちに気分が滅入った。全くやる気がなくなったので体調不良で欠席した
- ③ 体調不良で休憩中の過ごし方は
→議場の進行状況を放送で聞いていた
- ④ 報道機関（MX テレビなど）から取材を受けたことは間違いないか
→早退しようと思い手続きをし、事務局から出てきた所(登庁ランプ前)で報道機関に囲まれ取材をとという事になった。
- ⑤ 体調不良で静養したい旨を事務局に届け出て、すぐに取材の申し出があったのか
→取材の申し込みは早退届を出す前だ。一時した時にマスコミに囲まれた。
- ⑥ マスコミに囲まれて図書室に戻り取材を受けたのか
→場所がないから図書室で行った
- ⑦ 自身で戻ろうとしただけなのか、誰かに意思表示をしたのか
→体調不良でも早退は好ましくないと事務局から聞いた。少し合間を取ってから自分でも戻らなければいけないのかなという気になった。
- ⑧ 誰かに促されて帰ったのか
→誰かに促されたことは一切ない。
- ⑨ 早退届を出したのはいつか
→暫時休憩中かお昼時間かわからない
- ⑩ 戻りたいと意思があり確認したが、誰かに戻れないといわれたのか
→そのように理解している
- ⑪ 誰に言われたのか
→議会事務局の方だ。決済しているのでまずいのではないかというニュアンスで言われた

- ⑫ 体調不良にも関わらず戻ろうとしたのは体調不良という理由が間違えであったのでは
→そうではない。出なければいけないというニュアンスの話を事務局からいただいた。
- ⑬ 陳情7号の可否の判断の時に入らなかったのは、体調不良という事であったが、本当の
意味での体調不良ではなく気分が滅入ったので入らなかったという事か
→本当に体調不良で、議場に入る気力もなかった
- ⑭ その後に戻ろうと思った理由は
→早退届を出した後少し時間がたってから、やはり審議に戻らないといけないとニュア
ンス的なことを事務局から言われた。戻ろうかと思ったら議長の決済があるから戻れないと
いわれた
- ⑮ 早退届は取材の前か後か
→取材の後
- ⑯ 取材の後早退届を出した時は、体調が悪く戻れる状態ではなかったが、事務局から(出
たほうが良いと思うというニュアンスを)言われて出ようとしたら、同じ事務局から(決
済されているので)もう出られないといわれたという事か
→もう議長に回っている。決済もらっているからと(言われた)
- ⑰ そのやり取りがあったのは、取材後すぐ短時間でおこなわれたのか。
→そんなに時間がかからない短時間のうちの出来事だ。
- ⑱ 体調はそれほど悪くなく出られる状態だった。回復したわけではないという事か
→それは本人しかわからないし、時間がどれだけたったとかではなく、皆さんの質疑や討論
を聞いて本当にパニック状態とあわせて精神的に参ったというのが事実だ
- ⑲ 体調が悪くなったのはわかるが、早退届を出したその後体調が少し回復したので出よう
としたわけではないという事か。
→回復したのではなく、事務局から帰るとか退出するのは良くないのではと言われたので、
じゃもう出なきゃと思ったのが事実だ。
- ⑳ 石塚議員の体調不良が本会議時に議長より報告があった事は議事録にも残っており全
員認識している。同時間インタビューを受けていたという事実が明らかになった。議長
が議場で言った体調不良で市役所内で静養しているという報告と明らかに矛盾した事
実を確認したがその通りか
→その通りだ
- 21 議長が石塚議員は体調不良で静養しているという報告は嘘だったのか
→違う
- 22 体調不良で市役所内で静養しているという報告で間違いはないか
→それは正しい
- 23 インタビューを受けていた事と体調不良で静養している事は同じ意味を持つ事なのか
→マスコミに囲まれた時に断った。体調不良とも言ったと思う。そうしたら後ほど自宅へ言
われ、だったらここでと安易に受けてしまった。

- 24 石塚議員が取った行為は議決権の放棄に当たるという認識はあるか
→非常に答えにくい
- 25 映像を見る限り図書室に見えるが、取材を受ける場所と時間は誰が決めたのか
→自分が設定した。廊下で行うわけにはいかないので、空いていた図書室で行った。
- 26 採決を行っている時間に取材を継続し打ち切らなかったことに対してどのように考えるか
→一人会派なので全部の議案に対し可否の判断をしなければならない。陳情 7 号にも判断はあった。しかし精神的な動揺と同時に体調不良で席を外したのでそれ以上の事は考えていなかった。
- 27 議会中、体調が悪いという状況では通常日取りを改めるなどすると思うが
→前日 MX テレビより取材の申し出があったが断った。当日体調が悪いと断ったが自宅まで来るといわれ、日にちが改まると精神的な苦痛が続き、早く片付けたい気持ちがありそのようになった。議会が開かれているから、体調が悪いからと断ったが執拗にプッシュされた。
- 28 取材陣が暴力的であったとかそういった事だったのか。
→わからないが、その時の雰囲気の中で嫌だと思った。早く済ませたいという気があった。
- 29 取材陣は高圧的だったのか
→そうではなかった
- 30 議場では陳情の可否の判断をしている認識はあったのか
→認識していた
- 31 静養しながら図書室で議事の進行をどこまで聞いていたのか。陳情 7 号は
→消費税(陳情 7 号)の時はたまたま聞いていない
- 32 陳情第 7 号の可否判断について丹念に調べているとの事で、気になったと思うがその可否は聞かなかったのか
→全部は聞いていない。部分的には聞いた。可否の判断は聞いていない。
- 33 取材を受けて自己弁護ともとられる行動を、陳情の可否判断を行わなければいけない時間に行っていたことをどう思うか
→早退届を出した後で、まずいのではないかと思い議場へ戻ろうかと話をしたが、議長の決済を頂いていたので戻る事はしなかった。
- 34 2 年間にわたりある意味議会を混乱させ、倫理条例まで作ったこの議会に於て審議中に採決をせずにインタビューで自己弁護を行ったことに対しどう考えているのか
→自己弁護と一方的に決めつけているが、記者が質問したことに対して答えているのであり、自分の主張はしていない
- 35 報道機関のインタビューを受けていたその時刻に本来は議場外でなく議場内で、疑惑への弁明ではなく消費税に関する可否について、報道機関にではなく参加議員に対して発言すべきではなかったか
→その通りだ

- 37 除斥後、体調不良で議場に入れな時間と、インタビューを受けていた時間が重なっていることはわかってきたが、時間的な状況を把握しているか
→その時点で時計を見ているわけではない。時の雰囲気成り行きの中自分で対応した。
- 38 メモを見てご自分のとった行動について振り返り思うところは
→取材を受けていたのは20分前後だと思う。そんなに長くなかった。時系列を出していただき思い出してといわれても、気は動転しており時計は見えていなかったので詳しくはわからない。
- 39 陳情第7号の審議中からマスコミの取材を受けていたという事で良いのか
→そこまでは行ってないのではないかと。はっきりしないが、そんなに長くはかかっていないと認識している。
- 40 問題の日以降診察などは受けたのか
→目の手術をしており、ストレスで視野が定まらないので医者にはいくが、この件の『気分が滅入る』や『体調不良』については行ってない。
- 41 今回のインタビューは報道機関が行ったものであり、新聞紙面やインターネットなどに配信されるがそういった認識はあったのか
→認識は持っていた。陳情を出した方からも取材をしていると聞いたので真摯に答えた。

被害者についての質疑

- 42 放送の中でセクハラに対して否定しているが、被害者がこの映像を見たらどのような気持ちになるか想像したか
→2年前に被害者の気持ちを確認させてくれとお願いしたが叶わず、職員の行動から認定している所がある。自分としては当時、被害者がその事をセクハラだと認識を持っていなかった事はいつも述べてきている。その中で被害者としても周りがこれだけの状況になっているのであれば感化されると思う。そういう状況になれば被害者もつらい思いをしていると思う。
- 43 この件を早く終わらせたいと発言しているが、被害者にとってどのような状況になれば終わったと思えると思うか。
→私には計り知れないが、私が早く終わってほしいと言ったのは、非のある所は謝罪をするとして2年前から言っている。被害者にも一日も早く立ち直ってほしいという気持ちがあるが、調査の関係であった方の話を聞けば通常生活されているような状況を耳にするので多少安心し、このまま平穏にいてほしい。
- 44 『非は認めている。被害者はどうやら通常生活しているようだ、そのまま順調に立ち直ってほしい』と当事者の発言と思えないが
→ではどのように答えれば良いのか。当事者だからそう言っている。
- 45 報道で被害者に近くの独身異性を紹介したいとあったが、セクハラになる事は考えなか

ったのか

→いろいろ頼まれている人がおり、被害者が素晴らしい職員なので紹介したかった。

46 紹介するというのは性自認や性指向に触れるセクハラであると考えていたか

→考えていない

47 性自認に対しての現在の認識は

→反省しており、出来た条例等に基づき認識は持っている

48 今までの言動や当日の行動の中で議会を軽く見ていると感じる。議会より自分の弁明こそ上位にあると判断したことは、議会への挑戦であり、有権者への背信ではないか。石塚議員の御息女が書かれたとされる『エミアンテナ』の中で「本来あるべき議員の姿を示してほしい」との訴えに対する模範解答なのか伺う

→おっしゃる通りだと思うが、今回のケースでは不本意だが体調を崩したので出席したかったが、出られるような雰囲気にも自分もならなかった。

49 これまでの質疑で後になってまずかったという認識を持っていると感じるが、議員は結果としてどう見られるか考え行動しなければならず、後になり申し訳なかったとしているといつまでたっても謝れば済むという事になるのではないか。

→それだけにとどまる事はない

50 石塚議員は市長部局が目撃証言としてまとめた文章内の肩や腰に手を回した身体接触行為について、それはセクハラではないかと同席した職員の指摘に対し、報告書では場がざわついていてよく覚えていないと答えているが、本特別委員会では市長部局の見解は嘘であると主張されたがその通りか

→そのように理解して結構だ

51 2年前に議員辞職したのはセクハラを認めて議員辞職したという事で良いのか

→私が発言した2項目がセクハラだとその時点で認めた。

52 MX テレビではセクハラを認めていないとなっていたがどういうことか

→身体的な問題は否定している

53 結婚の紹介や肩をポンとたたくというのもセクハラに当たるがなぜ否定しているのか

→当時ポンとたたいた時点ではセクハラの認識を持っていなかった。その後正副議長からセクハラに該当すると指摘され、非を認め謝罪したいと思った。

54 取材を受けた時点ではセクハラという事はわかっていたのではないか

→MX テレビの取材を受けた時の事は、身体接触のセクハラはないと否定した

55 被害者とやり取りをしていないので私はそうは思えないと発言しているが、被害者は嫌がっていないという認識なのか

→被害者と会っている所ではそういった認識だ。今も同じように考えている

56 被害者はいまだに、石塚議員との関係を肯定的に捉えていて、このような追及を受けるのが不思議に感じているのか

→不思議に思うのではなくて、その時点ではそれが何もなかったわけで、そこから勘案する

とこういった問題が 2 年前に起きてから恐らく被害者にいろんな情報がいつていると思うので、今聞けばセクハラだといわれるかもしれない。

57 石塚議員と被害者は当時、良い関係を保っていていろいろな人からの入れ知恵で関係が悪くなったと認識しているのか

→ちょっと違う、とてもいい議員と職員との関係でいたというのは肯定して結構だが、よそから言われて悪くなったという認識は持っていない。

58 今も被害者は石塚議員に対して悪くない感想を持っていると認識しているのか

→当時は良かったが、この 2 年間で調査や報道される中で被害者が、今はそれがセクハラだと認識して嫌だと思っていると思う。

59 被害者が周りに感化されて自分の考えを変えたという趣旨の発言があったが最大の侮辱であり、人権侵害だ。このことを撤回して言われた方の名誉を回復してもらいたい

→私が被害者の立場になれば、私の推測というか状況から推定されることだが、あえて名誉棄損という事であれば撤回しても構わない。

60 被害者のことを思ったら推測されると言ったがそれが人権侵害発言だ。推測など出来ないしやっちはいけない。相手の人格を下げすむ行為だ

→指摘通り撤回させていただく

発言が変わる

・議場にもどろうとした

自分の意思で戻ろうとした。誰かに促されることはなかった

→議会事務局からそのようなニュアンスの話を聞き戻ろうと思った

→事務局の方から退出するのは良くないのではないかといわれた

・早退届の時間

早退しようと思ひ手続きをして議会事務局を出たら取材を受けた

→取材の後に早退届を出した

令和元年 6 月 25 日 本会議メモ

11：58～13：50

陳情 6 号審議のため、石塚議員除斥

除斥後図書室で審議を聞いていたが、体調が悪くなる②話を聞いているうちに気分が滅入り全くやる気がなくなった。⑱パニック状態とあわせて精神的に参った

陳情 6 号審議終了後(13：51?)

議長が石塚議員の入場を待つが体調が悪く入場せず静養したい旨の報告を受け、陳情 7 号の審議に入る

④早退しようと思ひ手続きを行い事務局から出た所で報道陣に囲まれた(登庁ランプ前)

⑳㉑断ったが家まで来ると言われ、日にちが改まると精神的な苦痛が続き早く片付けたい気持ちがあり安易に受けてしまった。

㉒㉓取材陣は高圧的でもなく暴力的でもなかった。

㉔場所と時間は石塚議員が設定した。

㉕インタビューは陳情 7 号の審議まではかかっていない。そんなに長い時間ではない。

㉖その時に時計を見ているわけではない

㉗㉘㉙後議会事務局から議場に戻ったほうが良いのではないかというニュアンスの意見を聞き戻ろうとしたが、

㉚㉛㉜議会事務局から議長の決裁が出ているので戻れないと言われた。

㉝早退届を出したのは取材の後だ。

13：51～14：12

陳情 7 号の審議

㉞陳情 7 号の審議が行われている事は認識しており

㉟たまたま聞いていない。

㊱部分的には聞いたが可否の判断は聞いていない。

14：12～14：49 休憩

石塚議員の早退について決裁。陳情 7 号採択に伴い、議員提出議案の提出があった事から、議会運営委員会開催

14：12 小川議員が図書室に入ったところ、マスコミが石塚議員を取り囲み取材をしている所を目撃

㊲取材は自己弁護の為ではない。聞かれたことを答えたのみ

㊳マスコミの取材を受けたら放送され、インターネットでも配信されることは認識してお

り被害者も見るであろうと思った

14：49 再開

石井議長より石塚議員から早退届があった事を報告した。

15：34 休憩

小川議員が議会図書室にはいったところ、石塚議員とマスコミの姿はなかった。

④後日気分が滅入る事やそれにかかわる体調不良について診察などは受けていないが、ストレスで視力が定まらない。

(委員長質問)血圧ははかっていないが200 ちかくいっていたと思う

3-5 当局への聞き取り調査

出席者 竹内副市長

令和元年6月29日付「市長部局の調査結果について」の事実確認

- ・どのような体制で調査を行ったのか
 - *市長の指示で、副市長・法務担当課長・職員課長である
- ・異性の紹介等について問われることが嫌だったと、被害者が他の職員等に話したのは何人か
 - *3人である
- ・酒席において、手を回したのを見た職員は何人いたか
 - *1人である
- ・酒席において、複数の職員が石塚議員をセクハラとたしなめたというが、証言は何人か
 - *2人である
- ・石塚議員の主張する食事会ではなく飲み会であると確認されているのか
 - *酒席であると認定している
- ・市長部局としてしっかりとした調査が出来たと考えているか
 - *十分な調査が出来た
- ・市長部局による調査は間違いのない事実か
 - *その通り認定している

4. 調査の経過

調査目的ごとにプロジェクトチームをつくり、次のとおり調査を実施した。

回数	月日	協議事項
第1回	9月13日	(1) 今後の委員会の進め方について
第2回	9月26日	(1) 石塚陽一議員への質疑
第3回	10月9日	(1) 選挙運動用ビラにある「潔白」という言葉の不適正な使用理由を明らかにするための石塚陽一議員への質疑 (2) 9月26日開催の特別委員会における調査の取りまとめについて (3) 次回開催日について
第4回	11月8日	(1) 令和元年6月25日の早退理由とその後の行動について明らかにするための石塚陽一議員への質疑 (2) 10月9日開催の特別委員会における調査の取りまとめについて (3) 次回開催日について
第5回	11月19日	(1) 特別委員会の報告について
第6回	11月27日	(1) 報告書のまとめについて

※いずれも令和元（2019）年

5. 資料

議長報告

石塚陽一議員が選挙期間中に配った選挙運動用ビラの内容についての事実確認の調査を求める動議について及び石塚陽一議員のセクシュアル・ハラスメントおよびパワー・ハラスメント行為に関する事実関係の徹底究明と認定事実の公表、さらに国立市議会政治倫理条例、女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例を活かす具体的な対応と施策を求める陳情における陳情事項1に関する報告を議長が行いました

1 調査経過

調査の経過としては、動議及び陳情の内容に沿って、正副議長は、公平中立な立場に基づいて石塚議員に対し5月16日より8月27日まで10回にわたり慎重に調査を進めました。

2 調査事項

調査事項は、次の3点にまとめました。1 石塚陽一議員の選挙運動用ビラにある「同僚議員の粗探し」とは何か。2 同僚議員の選挙運動用ビラにある「父は潔白です。出馬すること自体が潔白の証です。」の意味するところは何か。3 同僚議員が2年前、市職員に対して行ったとされるセクシュアル・ハラスメントおよびパワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為に関する事実及びその事実に関する議員本人の現時点での認識について。

3 調査結果

調査項目1については「同僚議員」とは石塚議員を示し、「粗探し」とは以下の二点を示す。一点目は平成30年3月30日(金)発行の自由民主党・明政会レポートVol.1(ポリューム・ワン)の内容、二点目は宣伝車両により石塚議員の議員辞職した経緯を繰り返して宣伝された事を示しているとの見解が石塚議員より示されました。

石塚議員の言う「潔白の証」とはセクハラ行為の責任を取ったこと

調査項目2については、石塚議員の選挙運動用ビラ、EMテナコナーにおける「父は潔白です。出馬すること自体が潔白の証です。」との表現は、国立市議選に立候補することが、潔白の証ではなく「2年前に議員辞職したことで、職員へのセクハラ行為に対して責任を取ったこと」が「潔白の証」との見解が石塚議員より示されました。セクハラ発言という事実があったにも関わらず「出馬すること自体が潔白の証」と「潔白」という言葉を選挙運動用ビラに使ってしまうことは、有権者に勘違いをさせることになるのでは、との問いに対して「その時は考えていなかった」また、「潔白とは無罪を意味するものであり、セクハラ事実は

無かった、無罪であるということ普通意味する、市民に勘違いさせるとは思わなかったのか」との問いに対して、「そこはニュアンスが違う、私の行為に関して非を認め辞職している」との見解が石塚議員より示されました。

市長部局は肩のほか腰に手を回したことを認定

調査項目3については、石塚議員が2年前、市職員に対して行ったとされるセクシュアル・ハラスメント、およびパワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為に関する事実及びその事実に関する議員本人の現時点での認識について以下の2点にまとめました。1 一点目はある職員に、年齢、婚姻の有無、彼の存在を尋ね、履歴書を持って来るよう促したこと、2 二点目は飲食の場における市職員への身体的な接触をしたことについて、石塚議員の認識と市長部局の調査結果を示しました。石塚議員のセクハラ行為の一つめとして、市職員に対し、年齢を尋ね、「結婚はまだなのか」「彼はいるのか」などとカウンターの中へ入り職場で何度も話したことがあり、この場に対して市長部局の調査結果は、「結婚はまだなのか」「彼はいるのか」など、何度も言われた職員は本当に嫌だったと他の職員に話していた、との報告がなされています。石塚議員の現在のセクハラ行為についての認識は、良かれと思っただけでセクハラ行為に当たると知り、真摯に反省している、お詫びをしたい。当該職員より肯定も否定も無く、セクハラ行為を行っていると認めた。今、考えたと議員と職員という立場の違いから、職員側として否定しがたいという認識を持ったこととして、石塚議員のセクハラ行為の二つめとして、飲食の場において、市職員に対して身体的な接触をしたことがあり、石塚議員の現在の認識は、肩や腰に手を回したことはなく、肩をポンポンと叩いたと認識しています。「それってセクハラじゃないですか」と同席した職員にたしなめられたことを複数の職員が確認していることについて「場がざわざわしており、記憶が定かたではない」と主張しています。これに対して市長部局の調査結果は、飲み会(食事会)にお

いて、石塚議員がある職員の腰に手を回したのを見たと言った職員がおり、このため、肩のほか、腰にも手を回したと市長部局は認定しています。また、複数の職員の証言から、石塚議員に対し「それってセクハラじゃないですか」とたしなめた職員もいたと市長部局は認定しています。

セクハラ行為の二つめに対する認識の相違点については、石塚議員は職員に対して肩をポンポンと叩いたと認識しているが、一方で市長部局の調査結果によると、ある職員の肩や腰に手を回したのを見たと言った職員がおり、「セクハラではないか」とたしなめたことを、複数の職員が証言しています。石塚議員のパワハラ行為については、何かの案件を頼んだ際に、対応が不十分だったことから、公衆の面前で2、3人の職員に対して、3、4分程度声を荒げたことはあることとして、石塚議員のパワハラ行為に対して現在の認識は、パワハラをしてしまった職員については、真摯にお詫びしたい。パワハラをしてしまった職員へのフォローとして、食事に誘い飲食代全額を支払った。しかし、公職選挙法違反に抵触するおそれがあること分かつた後は二度としない、との見解が示されました。

議長「石塚議員のセクハラ・パワハラに対する認識が低い」ハラスメント行為を二度と行わないよう学ぶことを求め、法律・条例に抵触するおそれがあることを厳しく注意

議長より石塚議員に対し、国立市議会政治倫理条例に基づいて、セクハラ・パワハラ行為の認識を改めるよう伝えた点について、調査の中で、「親切心で行った」「楽しそうだった」「嫌な方言ってくれれば・・・」との発言から、石塚議員のセクハラ・パワハラに対する認識が低いと感じました。職員は、議員に対して嫌だと言えない立場であることを理解すべきと伝えました。また、当該職員に対しては接触をしないよう求めると共に、相手の立場に立って、職員がどのように感じるか、十分に考えて行動するよう伝え、議会としてハラスメント研修を行うので、出席してハラスメント研修を行わないよう学ぶことを求めました。

飲食代を全額支払ったことに対しては、公職選挙法違反などを法律・条例に抵触するおそれがあることと法律・条例に抵触するおそれがあることを、正副議長より、あらためて厳しく注意をいたしました。以上を石塚議員に伝えたいところ、行ってしまったセクハラ・パワハラ行為に対して深く反省すると共に、二度と行わないとの発言がありました。


終わりに、本調査結果に関して議長としての認識を一言述べさせていただきます。まずは、一連の行為により職員に多大なるご迷惑をお掛けしたこと、市民の皆様には、国立市議会の信用と信頼が失墜したことに対して、誠に遺憾に存じます。中川元議長・神田元副議長による調査、平成29年5月17日に議員辞職勧告決議が議会に提出される前に石塚議員が議員辞職をした経緯が掲載された議会だより29号の特集記事、市長部局による調査結果、これらを元に石塚議員へ丁寧な聞き取り調査を重ねました。本調査を行う中で、議員から職員へのセクハラ・パワハラを二度と繰り返してはならない、との想いを強く胸に刻みました。そこで議員が二度とセクハラ・パワハラに加害者とならないよう、8月26日午後2時から廣瀬和彦先生による、セクハラ・パワハラに関する研修を受けました。研修会ではセクハラ・パワハラの本質、深層心理から導き出される行動原理、再発防止に向けた原理原則を学び、胸にストンと落ちるものがありました。国立市議会政治倫理条例の精神を国立市議会の中枢に据え、市民より選挙を通じて負託を受けた議員という立場を、決して汚すことがないよう、お互いが切磋琢磨する中で、市民に開かれた素晴らしい国立市議会となるよう研鑽を重ねなければなりません。本調査結果を重く受け、パワハラと無縁な国立市議会に向けた、一丁目一番地となれば幸いです。最後になりますが、本調査報告書作成に当たっては、望月副議長、内藤議会事務局長に多大な協力をお願いいたしましたことに対して心から感謝申し上げます。以上を持って、議長報告とさせていただきます。


令和元年 8月29日


国立市議会 議長 石井 伸之


令和元年8月29日


国立市議会議長 石井伸之 様

提出者 青木 練 


〃 遠藤 直弘 


〃 重松 朋宏 


〃 古濱 薫 


〃 高原 幸雄 


〃 小口 俊明 


〃 青木 淳子 


〃 石井 めぐみ 


〃 上村 和子 


提出者 高柳 貴美代 


〃 藤田 貴裕 

〃 関口 博 


〃 住友 珠美 

〃 柏木 洋志 

〃 香西 貴弘 

〃 藤江 竜三 

〃 榊田 美菜子 

〃 小川 宏美 

動議の提出について

石塚陽一議員の選挙運動用ビラについて、正副議長による聞き取り調査の報告を受け新たに生じた疑義等に対する調査特別委員会の設置を求める動議

上記の動議を次の理由により、会議規則第14条の規定により提出します。

(理由)

令和元年第1回臨時会において、「石塚陽一議員が選挙期間に配った選挙運動用ビラの内容についての事実確認の調査を求める動議」が全会一致で可決された。

このことを受け、被害者に最大限配慮をしつつ中立公平な立場で10回に上る石塚議員への丁寧な聞き取り調査を行い、報告にまとめられた正副議長の御苦勞に対して、心から感謝したい。

正副議長の調査結果を踏まえ、真相を究明するためにも、さらに調査する必要があると考える。

あわせて、6月25日の令和元年第2回定例会最終本会議における早退の理由が体調不良であるにもかかわらず、その後マスコミの取材に対応していたことについても明瞭な説明がなされていない。当日石塚議員が、陳情第7号の審議以降も退席を続け、議員として行うべき可否の判断を行わなかったことは、市民に対して不誠実な行動ととられかねないものであり、国立市議会として看過できないものである。

よって、さらなる調査を行うため、下記のとおり、特別委員会の設置を求める動議を提出するものである。

記

1. 目的
 - (1) 選挙運動用ビラにある「同僚議員の粗探し」という言葉の不適正な使用理由を明らかにすること。
 - (2) 同ビラにある「潔白」という言葉の不適正な使用理由を明らかにすること。
 - (3) 令和元年6月25日の早退理由とその後の行動について明らかにすること。
2. 期間 目的が達成するまでとする。
3. 定数 委員数は、18名とする。